（裏）

（報告徴収及び立入検査）
第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。
⑴　航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
⑵　国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
⑶　指定航空身体検査医
⑷　空港等又は航空保安施設の設置者
⑸　航空従事者
⑹　操縦技能審査員
⑺　航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者
⑻　前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
⑼　航空運送代理店業を経営する者
2　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
4　第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（立入検査の拒否等の罪）
第158条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
⑴　第47条第2項又は第134条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
⑵　第134条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
⑶　第134条第2項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

航空法施行規則抜粋

（職権の委任）
第240条
2　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
⑺　法第134条第1項又は第2項の規定による権限

第240条の2
3　前条第2項第5号及び第7号の権限は、空港事務所長も行うことができる。

第8号様式（附則第8条関係）

（表）

第　　号
所属及び職名
氏　　名
生　年　月　日

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第16条の規定により適用する空港法第32条第3項の規定による検査員証

年　　月　　日発行
年　　月　　日限り有効

顔　写　真

国　土　交　通　大　臣　　印

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則
（特定地方管理空港に係る空港法等の特例）
第16条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第12条第1項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第14条第2項第3号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第3項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第4項及び同法第13条中「空港管理者」とあり、同法第14条第2項第2号中「次条第3項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第32条第1項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第2項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第33条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定は、適用しない。

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）
第32条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
2　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。
4　第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第37条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。
⑸　第32条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

空港法施行規則抜粋

第17条　法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
⑸　法第32条第2項の規定による権限
2　前項第4号及び第5号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

備考　大きさは、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。